

通信事務郵便

郵便はがき

簡易書留

通知番号
Notice No.

--	--	--

--	--	--	--

Notice of Customs Clearance Procedure for Postal Matters from Abroad

外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ

Date: Year Month Day 年 月 日				名宛人	
差出人 の氏名				殿 住 所	
国 名		個数			
郵便物 の番号					
品 名					
通 貨				〇 〇 税 関 〇 〇 外 郵 出 張 所 (出張所所在地) (電話番号) 日 本 郵 便 株 式 会 社 〇 〇 郵 便 局	
価 格					
郵便物 の種類					

外国から上記の郵便物が到着しましたので、下記連絡事項欄に記載の手続を行ってください。
税関への回答は、表面の受取人記載欄に必要事項を記入のうえ、キリトリ線から切り取った「はがき」を利用してください。必要書類（インボイス等）がある場合は、その書類とキリトリ線から切り取った「はがき」を同封のうえ、郵送して下さい。
直接来所される場合には、この「お知らせ」を切り離さずにそのまま（必要書類とともに）持参して下さい。
ただし、来所した当日に郵便物を受け取ることは原則としてできませんので、ご留意下さい。
不明な点があれば、上記税関に問い合わせして下さい。受付時間は、（各出張所の実情による）です。
なお、裏面の「ご注意」も併せてお読み下さい。

キ リ ト リ 線

通知番号	
------	--

連 絡 事 項

--

保留カード

通知番号

差出人	
郵便物番号	
郵便物個数	
名宛人	
保留開始	
出庫	
備考	

▼ ご注意 ▼

1. 税関に提出した書類の返送を求める場合は、返信用封筒に切手を貼り同封して下さい。
2. 郵便物の内容を点検できる時間は、（各出張所の実情による）です。
3. この「お知らせ」の日付の翌日から起算して1ヶ月以内に輸入手続が行われない郵便物は原則として差出人に返送されます。輸入に必要な税関以外の手続等のため1ヶ月を超えて保管を希望される場合には、2ヶ月までを限度として保管できますので、返信用はがきの受取人記載欄に手続が遅れる理由を記載のうえ郵送して下さい。
4. 輸入手続を終えた郵便物は次のように処理されます。
 - (1) 税金がかからない場合は直接配達されます。
 - (2) 税金が1万円以下の場合は郵便物と一緒に課税通知書、納付書が届けられますので、その場で日本郵便株式会社に納税を委託のうえ郵便物と領収証書兼払込金受領証をお受け取り下さい。
 - (3) 税金が1万円を超え30万円以下の場合には、日本郵便株式会社配達郵便局での受取り若しくは配達を希望することができますので日本郵便株式会社配達郵便局からの案内の際に申し付け下さい。
 - (4) 税金が30万円を超える場合には日本郵便株式会社配達郵便局での保管となりますので、同郵便局からの案内により同郵便局に納税を委託するか、又は日本銀行（本店、支店、代理店又は歳入代理店（日本銀行の歳入代理店業務を取り扱う郵便局窓口を含む。））にて納税のうえ、郵便物の受取り若しくは配達を希望し領収証書をお受け取り下さい。

外 郵 出 張 所 地 図



受付印

切手を貼って
下さい。

郵便はがき

--	--	--

--	--	--	--

(出張所所在地)

日本郵便株式会社〇〇郵便局〇階

〇〇税関〇〇外郵便出張所 行

--	--	--

--	--	--	--

住所

氏名

電話番号

受取人記載欄